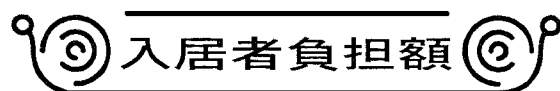


入居者募集 & 家賃改正

お知らせ

問合先
建設課
建築住宅係

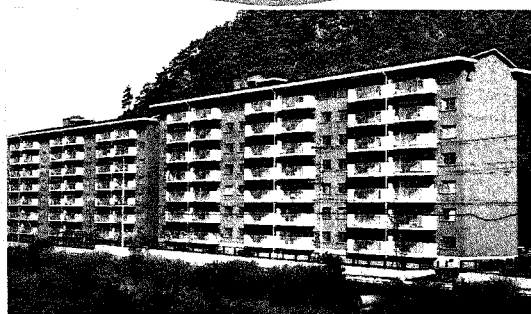
収入基準（月額）	改正前（平成10年負担額）	改正後（平成10年負担額）
200,000円以上 332,000円以下	67,000円	<u>55,000円</u>
332,000円を超え 445,000円以下	69,000円	<u>57,000円</u>
445,000円を超え 601,000円以下	71,000円	<u>59,000円</u>

※収入基準とは、所得金額の合計から、特定優良賃貸住宅制度で規定する額を控除し12カ月で除した額をいいます。詳しくは、係にお問い合わせください。

公営住宅法の改正により公営住宅の家賃が改正になりました。特定公共賃貸住宅井倉団地の家賃も4月から値下げになります。

所在地：井倉708番地
構造規模：高層耐火構造7階建 3LDK
42戸 101.18㎡

入居資格：◇世帯を構成していること。ただし、現在締約中で「締約承諾書」が提出できる方は申し込むことができます。
◇都留市内に住所があり、固定資産税を納めていて、確実な保証能力を有する連帯保証人をたてられる方。
◇市長が定める基準の所得がある方。



井倉団地

市営住宅入居条件など改善

4月より家賃は
収入に応じて

○新しい家賃制度
今までの家賃は、建物の建設費をもとに決定していたため、収入が減少しても一定のままでした。新しい家賃制度では、収入に応じて、また住宅の立地・規模・築年数・便利さなどに応じて、毎年きめ細かく決めます。

○入居資格者
公営住宅には、従来第一種、第二種の種別区分があり、収入によりどちらかにしか入居できませんでしたが、区分の廃止により、一定額以下の収入であれば、どの市営住宅にも入居できるようになります。

○収入申告
毎年収入の増減に応じた適切な家賃を設定するため、入居者の方々には、毎年度収入の申告をしていただくことになります。収入申告がない場合には、近傍同種の住宅の家賃となります。